

(今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
1	山口県山口市 62歳の女性	平20.7.15	肺がん	平21.3.12	平21.3.24	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄却 本件は、石綿起因性を証明する医学的資料がなく、死亡の原因が石綿に起因した指定疾病であると認めることができない。なお、石綿使用について、もっと早く禁止しなかったこと、あるいは、原発性肺がんで死亡した人の医学的資料の保存を各病院へ指示しなかったことは、国の過失とする請求人の主張については、当審査会の権限を超える要望と言うべきである。	施行前死亡者は、審査請求人の母 大正11年出生 死亡年月は平成10年7月(享年76歳) 自宅の屋根裏に断熱材として、石綿を使用していた。
2	大阪市 79歳の女性	平21.5.6	中皮腫	平22.1.7	平22.7.24	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	却下 本件審査請求は、審査請求期間(60日)を徒過している。徒過した理由は主観的な事由にとどまり、「やむを得ない理由」があったものとは認めることができない。	処分庁からの通知を失念していた。